

# 国土技術政策総合研究所委託研究アドバイザー会議規則

最終改正 平成30年7月30日 国総研達第25号

(趣旨)

第1条 国土技術政策総合研究所が実施する委託研究に関し、研究所公募方式及び参加者の有無を確認する公募方式における委託研究計画の選定、研究進捗状況等に対し、中立かつ公正な立場からの意見聴取を行うため、国土技術政策総合研究所委託研究アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(アドバイザー会議の事務)

第2条 アドバイザー会議は、次の各号に掲げる事項について審議を行い、意見等の具申を行うものとする。

- 一 国土技術政策総合研究所が実施する研究所公募方式委託研究の実施方針に関すること。
- 二 個別の研究所公募方式委託研究の評価方法や研究計画の選定に関すること。
- 三 研究所公募方式により選定・契約された委託研究の研究進捗状況に関すること。

(委員の委嘱等)

第3条 委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に委託研究計画、研究進捗状況等への意見陳述を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、国土技術政策総合研究所長が委嘱する。

- 2 アドバイザー会議は、実施案件毎に設置するものとする。なお、専門分野が近い案件については合同でアドバイザー会議を開催することができるものとする。
- 3 アドバイザー会議は、委員2人以上で組織する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、他の実施案件の委員と兼務することができる。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(アドバイザー会議の開催)

第5条 アドバイザー会議は、個別の委託研究の実施工程に合わせて適宜開催する。

- 2 アドバイザリー会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 アドバイザリー会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。
- 4 やむを得ない事由によりアドバイザリー会議を開催できない場合には、委員の回議により、委員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもってアドバイザリー会議の審議に代えることができる。

(委員の排斥)

第6条 委員は、第2条第二号の事務に関しては、自己に利害関係のある議事に加わることをできない。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(アドバイザリー会議の庶務)

第8条 アドバイザリー会議の庶務は、企画部企画課及び管理調整部企画調整課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるものの他、アドバイザリー会議の運営に必要な事項は、アドバイザリー会議に諮って定めるものとする。

附則

(施行時期)

本規則は、平成30年7月30日から施行する。